

介護職員等特定処遇改善加算の見える化要件について

有限会社アイ・サポート

【「介護職員等特定処遇改善加算」とは】

介護職員の処遇改善につきましては、平成29年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取組が行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- 介護福祉士の配置要件、処遇改善加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たすこと。

【見える化要件について】

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、介護サービスの情報公表制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされています。

【当法人の賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容】

| | 職場環境等要件 | 当法人の取り組み |
|---------------------|---|---|
| 入職促進に向けた取組 | 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 | 経験や資格に合わせたオリエンテーション制度の確立。短時間勤務制度の活用や勤務形態の柔軟な対応(日勤のみや夜勤不可等) |
| 資質の向上やキャリアアップに向けた支援 | 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保 | 年2回、上位者または担当者との面談機会を設けている |
| 両立支援・多様な働き方の推進 | 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 | 子育て・介護等の家庭事情や職員の体調等に配慮し、日勤帯のみでの勤務や短時間正規職員制度の導入と活用を行っている。併せて非正規職員から正規職員への転換を奨励している |
| 腰痛を含む心身の健康管理 | 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 | 全職員の健康診断を実施している。各事業所に休憩室を設置している。全ての事業所において敷地内完全禁煙としている。 |
| 生産性向上のための業務改善の取組 | 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減 | 業務手順書の作成を行っている。また情報共有用紙を作成して活用することで情報把握と円滑なコミュニケーションを図ることができている。 |
| やりがい・働きがいの醸成 | ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 | 毎朝のミーティングで情報共有を行う。また、定期開催での全体ミーティングを実施して業務内容の改善を図る。 |